

東かがわ市告示第99号

東かがわ市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年6月25日

東かがわ市長 上村 一郎

東かがわ市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱の一部を改正する告示

東かがわ市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱（平成25年東かがわ市告示第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(報酬上乗せ補助金)	(報酬上乗せ補助金)
第13条 略	第13条 略
2 略	2 略
3 同一世帯で同一時間に2人以上の児童が利用する場合、2人目以降の利	
用にかかる上乗せ補助金の額は、半額とする。	
4 略	3 略

附 則

この告示は、令和8年6月25日から施行し、令和8年4月1日から適用する。